

教 育

本市教育の伝統である「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という理念の下、学校と家庭、地域が信頼を深め、お互いに足りないところを足し合い高め合いながら、子どもたちの豊かな学びと育ちのために共に汗をかく「共汗」の精神で教育改革を進めてきました。

京都市では、国が定める基準を上回る授業時間の確保、138 大学等との協定締結等による年間延べ約 1,300 名の学生ボランティア、全国トップレベルとなる 252 学校・園へ拡大された学校運営協議会、毎日の登下校時の子ども見守り活動や子どもたちの学習支援等に延べ 3 万人を超える市民ボランティアに参画いただく等、保護者、地域の方々をはじめ、幅広い市民の方々の参画と教職員の熱意で、先進的な実践が展開されてきました。

現在、新型コロナウイルス感染症への対応が必要となる中、学校及び教育委員会事務局では、コロナ禍で加速度的に引き続き充実した ICT 環境を最大限活用し、感染対策と学びの保障の両立に向け、全力を挙げて取り組んでいるところです。今後も市民の皆様と共に、次代と自らの未来を創造する子どもたちの育成と、人生 100 年時代の生涯学習のまちづくりを推進し、「京都はぐくみ憲章」の理念が、市民生活に息づく社会の実現に向け取組を進めてまいります。

校 園 数、学 級 数 及 び 幼 児 ・ 児 童 ・ 生 徒 数

(令和 4.5.1 現在)

校種 事項	幼稚園	小学校	中学校	小中学校		高等学校		総合支援学校			計
				(前期課程)	(後期課程)	(全日制)	(定時制)	(小学部)	(中学部)	(高等部)	
学校 園数	15	155 (分校1)	66	8		10		8			262 (分校1)
学級数	43	2,348	961	108	62	136	13	115	72	137	3,995
幼児・ 児童・ 生徒数	685	56,643	26,250	2,298	1,123	4,888	246	313	206	636	93,288

注：() は内数

1 教育改革の推進

保護者や校長会との論議を踏まえ、国による制度化よりも早く、平成 15 年度から本市独自予算による「小学校 1・2 年生における 35 人学級」（小 1：平成 15 年度～、小 2：平成 16 年度～）、「中学校 3 年生での 30 人学級」（平成 19 年度～）を導入・実現し、また全中学校区での校区の状況に応じた「小中一貫教育の取組」をはじめ、「学校評価システム」の全校実施や全国トップレベルの学校運営協議会の設置校数など、全国に先駆けた様々な市民ぐるみの取組を推進してきました。

また、令和 2 年度から小学校、令和 3 年度から中学校で全面实施となった（高等学校は令和 4 年度から年次進行）新学習指導要領の中核の理念である「社会に開かれた教育課程」等は、本市のこれまでの教育実践が高く評価され、全国のモデルとして採用されたものです。

本市では、新学習指導要領の全面实施に先立ち、全小・中・小中学校で平成 30 年度からその内容を先行実施するなど、主体的・対話的で深い学びによる授業改善や、カリキュラム・マネジメントの確立に向けて取り組んでいるところであり、今後これまでの取組をより一層充実させてまいります。

そうした取組の中で、GIGA スクール構想の下、令和 2 年度に全小・中・小中・総合支援学校に導入された一人一台端末などの ICT 機器の日常的な活用や子どもによる主体的な活用を通じて、「個別最適な学び」、「協働的な学び」を推進していきます。

2 開かれた学校づくりと地域ぐるみの教育の推進

学校・家庭・地域のより一層の連携を図るため、「学校だより」の地域回覧や学校ホームページ活用による全校での情報発信、地域の伝統行事や自然・社寺などを教材とし、地域の方々の参画による教育活動の展開など、開かれた学校づくりによる地域ぐるみの教育を推進しています。

(1) 学校評議員制度・学校運営協議会の実施と学校評価システム

学校・家庭・地域の三者が一体となった取組の充実に向け、「学校評議員制度」を平成 10 年度から試行し、平成 13 年度には政令市で初めて全校・園で実施しました。

また、平成 15 年度から「学校評価システム」を政令市で初めて全校実施し、学校による自己評価、学校運営協議会や保護者による学校関係者評価、学識経験者等からなる検証委員会を設けての第三者評価を柱に、開かれた学校づくりに取り組んでいます。

さらに、保護者や地域の声を学校運営に反映するとともに、ボランティアの参画などで学校支援を進める「京都方式」の学校運営協議会を平成 16 年度の法制化とともに設置し、全国トップレベルとなる 252 校・園に設置するなど、地域ぐるみの教育を進めています。

(2) 市民ぐるみのボランティアの参画

それぞれの豊富な知識や経験、技能を活かし、学校教育を支援する「学校支援ボランティア」をはじめ、年間を通じて延べ約 3 万人の地域の方々にボランティアとして、子どもたちの学習や安心安全等の取組を支えていただいています。

また、現在 138 の大学・短期大学等と連携協定を締結し、「学生ボランティア」学校サポート事業など年間延べ約 1,300 人の学生が、授業やクラブ活動の指導補助など様々な分野で学校教育活動をサポートしていただいています。

(3) 京都ならではの伝統文化教育・体験

地域の方や大学、博物館、神社仏閣、企業等の協力を得て、京都ならではの文化的・歴史的遺産や地域の伝統行事などを通じて、子どもたちが伝統文化に親しみ大切にする態度の育成に努めています。

また、文化庁の京都への全面移転を見据え、小・中・小中・高等学校で一貫して茶道（小・高）・華道（中）などすべての児童生徒が生活に根付く伝統文化を体験することで、豊かな人間性を育むとともに、次代の「担い手」、「支え手」の育成を進めるなど、伝統文化体験の取組の充実を図っています。

(4) 歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定

京都の優れた文化を守り、次代に継承する子どもたちを育むため、知識とともに体験から学ぶ機会の充実を図っています。検定実施にあたり、小学校 4 年生全員に、ジュニア京都検定テキストブックを無償配布し、家庭

学習や学校の授業で活用されています。検定は、小学校5年生対象の「基礎コース」、6年生対象の「発展コース」を実施し、毎年約2万人が受検しています。また、「ジュニア京都文化観光大使」を公募による選考を経て任命し、京都の魅力を発信するための様々な活動を行っていただいています。

(5) 中高生による「京都・観光文化検定試験3級」チャレンジ

「歴史都市・京都」への興味関心を更に深化させ、その伝統と文化を次代に受け継ぎ、京都ならではのおもてなしを実践できる子どもたちを育てるため、市内在住在学の中学生及び高校生を対象に、京都商工会議所及び事業者との連携・協力により、「京都・観光文化検定試験3級」の受験を支援しています。令和3年度は404名の中高生が受験しました。

3 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた教育活動への対応

(1) 学校・園における新型コロナウイルス感染症防止対策

各学校・園では、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、「3つの密」を避ける「新たな生活様式」のもとで、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減するため、感染拡大防止の取組指針を作成し、保護者等とも共有して教育活動を実施しています。

(2) 感染症対策等を踏まえた教育活動と学習保障の取組

ア 授業予備日の設定について

新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザの拡大、台風・大雨等の非常変災等による臨時休校や学級閉鎖等に伴う授業日数減に備えるため、全市統一の授業予備日（小学校5日、中学校3日）に加え、学校独自の予備日（小学校2日程度、中学校4日程度）を設定しています。

イ 各教科等の学習活動及び学校行事等について

各教科等の学習活動については、マスク着用、手洗い、換気等の基本的な感染症対策に加え、「児童生徒が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動（話し合い活動）」については、身体的距離の確保や実施時間・回数の縮減、席配置の工夫等を講じたうえで実施しています。

なお、室内において、近距離で行う活動や管楽器演奏など、文部科学

省の示す「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として留意して実施することとされている活動については、感染の状況等に依じて一時的に停止又はその必要性を十分に精査し、教育上、実施することが必要と認められる場合について感染症対策を講じたうえで、実施することとしています。

学校行事や校外活動については、可能な限りの感染症対策を講じたうえで、基本的な行事である入学式・卒業式、修学旅行、運動会（体育大会）、文化祭、学習発表会等は実施するとともに、その他の行事については、それぞれの活動の意義や必要性を見定めて、各校の実情に応じ、働き方改革の視点も交えつつ、年間を見通して実施の可否を検討しております。

今後も感染の状況等を踏まえ、適切な感染症対策を実施しながら教育活動を継続してまいります。

ウ 学習保障について

市立幼稚園では、新型コロナウイルス感染症の影響により、臨時休業などの措置を講じた場合でも、幼児教育を継続させることができるよう、歌や体を動かす遊びや親子でのふれ合い遊び等を収録した本市独自製作の動画教材を必要に応じてYouTubeにおいて限定配信することとしています。

また、各園に大型モニター等をはじめとするICT機器の導入を進め、密を避けた教育活動や各園独自の動画教材の作成等への活用はもとより、園児の直接体験を補完し、遊びをさらに充実させることにもつながっています。また、臨時休業等、様々な状況に対しても柔軟に対応することが可能となっています。

市立小・中・小中学校では、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業への対応や登校不安等様々な状況に柔軟に対応し、持続的に子どもの教育を受ける権利を保障していくため、従来の学習プリント等に加えて、GIGAスクール構想で整備した端末を活用し、Teams等のテレビ会議システムによるオンラインの授業配信や、各種教育ソフトを活用した学習支援など、様々なオンライン学習が実施できるよう、非常時の校内体制を整えております。また、端末やテレビ会議システム、教育ソフトについては、日

常的に授業や家庭学習で活用することにより、個別最適な学びや協働的な学びを推進しています。

市立高校でも、生徒の学びを止めることがないよう、日常的にGoogleclassroomなどのオンラインサービスを活用した教員からの連絡や健康観察、授業に沿った学習課題の配信や質問対応、Zoom等のテレビ会議システムを使ったリアルタイムの授業配信を実施するなど、オンラインを最大限に活用した学習を実施するとともに、臨時休業等の非常時にも柔軟に対応できるよう体制を整えています。

市立総合支援学校では、GIGAスクール構想で整備した端末を日常的に活用し、肢体不自由で手指操作が困難である等、コミュニケーションに困りのある児童生徒が、音声読み上げ機能や個別に作成した各種スイッチを介してコミュニケーションをとれるようにする等、個に応じた活用を実践することで、他校種と同様に非常時でも柔軟に対応できるよう、体制を整えています。実際の臨時休業時には、オンラインでの授業配信や各学校ホームページでのダンスや紙芝居等の動画配信（オンデマンド形式）を行う等、家庭での学習保障に取り組んでいます。

エ 新型コロナウイルス感染症に関わる偏見や差別防止のための啓発

道徳や人権教育などの機会をとらえ、感染者や、ワクチン接種を受ける又は受けないことへの偏見や差別は許されないことなどを積極的に啓発する学習を充実させてまいります。

(3) 学習保障と感染症防止対策のための人的配置の拡充

令和 2 年度に事務的業務や校内消毒等の取組を補助する校務支援員の配置を全校園へ拡大し、令和 3 年度以降も本市独自予算も活用して継続するなど、教職員が子どもたちの学習活動に専念できる体制を整備しています。

ア 基本的な感染症対策の徹底

- ・ 登校時、授業と授業の間や給食時間前、長時間休憩後等のこまめな手洗いや咳エチケットを徹底するよう指導。
- ・ 多くの児童生徒等が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ、共用する器具等）の毎日の消毒。
- ・ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食

事を心がけるよう指導。

イ 集団感染のリスクへの対応（「3密条件」の回避等）

- ・ 教室等のこまめな換気を実施。
- ・ 教室内の座席と座席の間隔をできる限り広く確保するなど席配置を工夫。
- ・ 飛沫による感染拡大を防止するため、児童生徒等、教職員、来校者は原則としてマスクを着用。ただし、活動の様態や児童生徒の様子を踏まえて臨機応変にマスクの取り外しを指導するほか、夏季については熱中症への対応を優先。

《マスク着用の必要がない場面》

- ・ 屋外で、人との距離が確保できる場合
- ・ 屋外で、人との距離が確保できなくても、会話をほとんど行わないような場合
- ・ 屋内で、人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合

（具体例）

体育の授業や運動部活動、登下校時、休憩時間の外遊び等の熱中症リスクの高い場面

※ 幼児にはマスク着用を一律には求めず、無理に着用させない。

ウ 児童生徒等の健康管理の徹底

- ・ 毎朝「健康管理票」を持参させ、健康観察を徹底。
- ・ マスク着用に伴い、熱中症のリスクが高まる可能性があるため、室温調整やこまめな水分補給等の実施。

また、各学校・園において国の予算を活用し、新型コロナウイルス感染症対策や新しい生活様式の下での教育活動に必要な物品の調達などの対策を進めています。

4 確かな学力向上対策等の推進（学習指導）

(1) 小・中学校（小中学校を含む）

小・中学校においては、本市独自の教育課程指導計画である「京都市ス

タンダード」に基づく指導を徹底し、「目標に準拠した評価」や指導と評価の一体化のさらなる充実と授業改善に努め、学力向上に向けた取組を推進しています。

また、全校で「学力向上プラン」を作成し、様々な教育課題への対応を図るとともに、カリキュラム・マネジメントの推進による授業の質の向上、ALT（外国語指導助手）の全ての小・中・小中・高・総合支援学校への配置による英語教育環境の充実など、多様な学習機会を充実させ、子どもの学ぶ意欲を高め、確かな学力の定着に向けた取組を着実に推進しています。

さらに、基礎学力の定着と自学自習の習慣化を図る本市独自の「京都市小中一貫学習支援プログラム」（小学校における「プレジョイントプログラム」、「ジョイントプログラム」及び中学校における「学習確認プログラム」）を、小4から中3までに13回実施するとともに、小・中学校間で子どもたちの学力に関する情報・課題・目標等を共有し、義務教育9年間の見通しを持った中での指導方法や指導体制の工夫・改善により、全ての子どもが「わかる喜びと学ぶ楽しさ」を実感できる授業実践に努めています。

全ての子どもたちが可能性を最大限に伸ばせる教育環境づくりを目的として、基礎的な学力や家庭での学習習慣が十分に身に付いていない中学生を対象に大学生や退職教員等のボランティアによる放課後の学習支援を行う「未来スタディ・サポート教室」を、全中学校で実施しています。

こうした取組を通じて、全国学力・学習状況調査（文部科学省実施）において、小学校では、令和3・4年度と政令指定都市1位、中学校でも令和4年度に8位になるなど、確かな学力の定着が図られています。

(2) 幼稚園

幼稚園においては、平成30年度から全面実施されている幼稚園教育要領に基づき、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を踏まえつつ、遊びと生活の環境を整えて、幼児自らが遊びの中で学び取ることを重視し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育を実践するとともに、幼児の発達や学びの連続性を踏まえた保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小学校及び中学校間の連携を進めています。

また、保護者の就労状況等にかかわらず全ての子ども・子育て家庭に質

の高い幼児教育を提供できるよう預かり保育の充実を図っており、全市立幼稚園において、長期休業期間中を含む平日午後 6 時までの預かり保育を実施しています。

(3) 高等学校

ア 学校改革・学科改編

市立高校改革のパイロット校である堀川高校、西京高校に続き、平成 16 年 4 月に銅駝美術工芸高校で 8 学科を「美術工芸科」1 科に統合。平成 19 年 4 月には塔南高校が全国初の教員養成学科「教育みらい科」を設置、平成 22 年 4 月には京都堀川音楽高校が音楽芸術文化の拠点施設として元城巽中学校跡地へ移転・開校、平成 28 年 4 月には洛陽工・伏見工の両工業高校を再編・統合し、「京都工学院高校」を開校しました。

令和 3 年 4 月には伏見工業高校夜間定時制及び西京高校夜間定時制を再編・統合し、様々な困りを抱える生徒に寄り添う教育活動を実践する「京都奏和高校」を開校しました。

また、洛陽工業高校跡地に塔南高校を移転・再編し、新しい新普通科系高校である「開建高校」を令和 5 年 4 月に開校する予定です。現在、開建高校開設準備室を中心に、教育課程や設置学科の検討、学校現場と連携した授業研究等を進めており、令和 4 年 6 月には、文部科学省の「新時代に対応した高等学校改革推進事業（普通科改革支援事業）」の指定を受け、学校改革を進めています。

さらに、銅駝美術工芸高校は、令和 5 年 4 月に、校名を「京都市立美術工芸高校」に改称のうえ、京都市立芸術大学（京都芸大）とともに、京都駅東部の崇仁地域に移転予定であり、現在、美術工芸高校開設準備室を中心に、移転後の学校構想や教育内容等に関して検討を進めています。

イ 各校における特色ある教育活動

平成 26 年度からの入学者選抜制度改革を受け、紫野高校では、専門学科「アカデミア科」を新設、日吉ヶ丘高校では単位制普通科を導入するなど、これまで以上に市立高校の特色化、魅力づくりを図るため、学科改編を行いました。とりわけ、日吉ヶ丘高校においては、京都の英語教育の拠点施設として公立高校で全国初の英語村を平成 28 年 3 月に開設しました。

また、部活動をはじめ、大学進学補習や資格取得講座の推進、海外研修等、各校がそれぞれの特色を生かした教育活動を展開しています。

ウ 進路状況

市立高校全体で、4年制大学現役進学率は普通科系6校で75.2%、全日制8校で71.3%となり、全国平均の51.7%を大きく上回っています。

また、銅駝美術工芸高校・京都堀川音楽高校では、卒業生の3割以上が国公立大学に現役合格するなど、昨年度の水準を維持しています。

5 プログラミング教育及び企業等と連携したICT教育の推進

プログラミング教育について、小学校においては「小学校プログラミング教育スタンダード」の作成、マイクロビット（人感センサー）及び実験ボードの整備、中学校においてはセンサー機能を搭載したロボット教材の整備などを行い、実施方針の策定、環境整備に努めるとともに、教員の授業力向上に向けた研修の実施、指導資料の作成を行うほか、1人1台のGIGA端末も活用しながら、児童生徒のプログラミング的思考の育成を図っております。

さらに、企業等と連携したICT教育として、内閣府の「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術」の採択を受けた京都大学と西京高校・西京高附属中学校が連携し、1人1台のタブレット端末で主にデジタル教材を使用しながら、学習履歴等の学びに関するデータを収集し、個に応じた学習支援を目指した研究を進めています。

なお、(株) NEC・京都大学との産学公連携で実施した「未来型教育京都モデル実証事業」については、文部科学省による「新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業」（令和元年度から3年間実施した委託事業）の成果等を踏まえ、協働学習の発話状況を可視化する「協働学習支援システム」の効率的な活用方法について、引き続き、企業等との検討を進めてまいります。

6 子どもの健全育成

(1) 規範意識の育成

正しい生活習慣や規範意識を身に着けることは、社会生活を営む基礎で

あるとともに、子どもたちの自主性や自律性、更には学習への意欲を育む土台となることから、市立学校では「ルールを守る」や「挨拶をする」など、日常的な指導を徹底するとともに、保護者・市民団体や京都府警等との連携のもと、「非行防止教室」を小・中・小中・高等学校の全校で実施するなどの取組を進めています。

さらに、道徳の教科化（小：平成 30 年度、中：令和元年度）に伴い、「考え、議論する道徳」への質的転換を図るため、移行期間の段階から改正後の学習指導要領を先行実施するとともに、主体的・対話的で深い学びとなるよう、効果的かつ多様な指導方法の一層の工夫等により、児童生徒の道徳性を養う取組の充実を図っています。

(2) 子どもの安心・安全の推進

本市では、子どもの命を守り切るため、交通安全、生活安全、災害安全のそれぞれの領域において、安全教育と安全管理の取組を進めています。

安全教育においては、「防災教育スタンダード」を活用し、各教科で学ぶさまざまな知識が自分の身を守ることに繋がっていることを理解できるような指導を行うとともに、小・中学校においては、副読本「安全ノート」により、発達段階に応じて安全に関するさまざまな知識を体系的に学習しています。

また、教職員は、校内での事故防止とともに、事故や災害が発生した際に子どもを守るための適切な行動がとれるよう、先進的な事例等からも学びつつ、実践的な救命訓練や研修等を行っています。とりわけ、平成 24 年 7 月に本市で発生した夏季休業中の水泳指導における死亡事故を教訓とし、二度とこのような事故を起こさないという決意のもと、教職員の緊急時対応の実地訓練等を実施することで、危機管理体制を見直し、改善を図る取組を進めてきました。令和 4 年度で事故から 10 年目となることを機に、この取組を事故の犠牲となった児童の名を冠して「HANA モデル」と命名し、全市共通の取組として改めて位置付け、緊急時の対応力の向上を図っています。

登下校時の安全確保については、約 2 万人の保護者や地域のボランティアによる見守り活動を行っていただいております。通学路等での子どもたちの

安全を毎日献身的に支えていただいています。また、警察官 OB 等を「スクールガード・リーダー」に委嘱し、通学路を巡回して校長への助言等を行っています。

さらに、通学路や保育施設等における児童の移動経路の安全確保を図るため、「京都市通学路・児童の移動経路交通安全プログラム」に基づき、警察、土木事務所、子ども若者はぐくみ局等の関係機関と協議して危険箇所への対策を進めています。

(3) 長期宿泊・自然体験推進事業の実施

子どもたちに豊かな人間性や社会性を育むため、花背山の家を中心とした野外活動施設において野外炊事やテント泊などの集団生活を行う 3泊4日以上の「長期宿泊・自然体験推進事業」を学校運営協議会や保護者、地域、学生ボランティア等の協力を得て、全小学校で実施しています。

新型コロナウイルスの感染リスクの回避のため、令和2年度は長期宿泊・自然体験推進事業を中止（代替措置なし）し、令和3年度以降は、その代替措置として、「花背山の家を中心とした1泊2日の宿泊学習」を実施しています。

(4) 産学公が連携した生き方探究教育の推進（「京都まなびの街生き方探究館」）

産学公の連携の下、小・中学生に社会的・職業的自立の基盤となる資質・能力を育むため、「京都まなびの街生き方探究館」で、授業の一環として、京都のモノづくり企業・創業者のあゆみ等の展示から学ぶ調べ学習と殿堂に関連するモノづくり体験を行う「京都モノづくりの殿堂・工房学習」や仕事体験等を行う学習プログラムを発達段階に応じて実施しています。

また、中学生が職場体験を通して、社会・地域との関わりの中で、自らを見つめ生き方について考えを深めながら、自ら学ぶ力などを育む「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業は、令和2年度は休止しましたが、令和3年度からは、感染症対策を講じたうえで受入事業所が確保できる学校から再開しており、多数の事業所の協力を得て、学校の計画のもとで実施しています。

「京都モノづくりの殿堂・工房学習」は、令和4年度からは感染症対策を徹底のうえ、館内での学習を再開しています（令和2・3年度は、新型コロ

ナウイルス感染拡大防止のため、休止し、生き方探究館の職員が学校訪問して授業を行う「京都モノづくり体験学習（出前授業）」の実施や校内で学習を実施できる教材等を配付）。

仕事体験等を行う学習プログラムについては、近年、社会状況や企業活動、ライフスタイルが大きく変化し、将来の予測が困難な時代を迎えていることを受け、従来のプログラムに替わり、社会の変化を反映し、未来社会を見据えた新たなプログラムを開発し、導入に向けた取組を進めており、令和 4 年度中に試行実施を開始する予定です。これまでの取組の成果を発展させた、京都ならではのプログラムを実現し、本市の生き方探究教育の充実を図っていきます。

(5) 運動部活動等、子どもたちのスポーツ活動の振興

小学校においては、地域ボランティアの協力を得ながら、ほぼ全校で運動部活動を展開するなど、スポーツを楽しめる環境づくりを進めています。

中学校・高校では、生徒数の減少等に伴い活動を停止する中学校運動部が増えている状況等を踏まえ、複数の中学校による「合同部活動」や、在籍校に希望する運動部（種目）がなくても他校の運動部に参加できる「ブロック内選択制部活動」を実施しています。

また、小・中・高等学校の部活動においては、子どもたちにとって過度な負担とならず、より充実した活動になるとともに、教員の時間外勤務の縮減にも資するよう、ガイドラインを作成し、具体的な休養日の設定基準を設けるなど、適切な運用に努めています。

さらに、部活動指導体制の充実及び教員の負担軽減のため、中学・高等学校の部活動への「外部コーチ派遣制度」を実施するとともに、大会等の引率を教員に代わって行うことができる「部活動指導員」を令和 4 年度は 134 名を配置しています。（7 月末時点）

また、令和 5 年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けた実践研究として、令和 3 年度は中学校 1 校、令和 4 年度は中学校 2 校で文部科学省の委託事業を実施しました。実践研究では、休日部活動の指導や保護者との連絡調整等を外部指導者が担い、生徒にとって望ましい接続可能な部活動と教員の働き方改革の実現に向けた取組を進めています。

なお、部活動実施にあたっては基本的な感染対策はもとより、参加者の健康管理の徹底や活動場所等の密集回避、換気の徹底を継続、更衣室等の密集を避けるために利用時間の調整、器具・用具等は、児童生徒間での共用は可能な限り避け、やむを得ず共用する場合は、使用前後の消毒及び手洗いを徹底する等の対策をしています。また、マスクの着用については、特に夏季においては、部活動は熱中症のリスクが高いことから、熱中症対策を優先し、児童生徒に対してマスクを外すよう指導しています。

(6) 小学校「大文字駅伝」大会の休止

京都の冬の風物詩として市民に親しまれてきた京都市小学校「大文字駅伝」大会は、郷土の歴史的風土に関心を持ち、冬の厳しい自然の中を全区間完走することにより、自己の役割を自覚し、協力し合う態度を育て、児童の体力向上及び学校体育の充実を図ることを目的として、昭和62年から実施してきました。

本大会は、児童の体力向上はもとより、児童にとって貴重な機会となり、また、京都の冬のイベントとして定着するなど大きな成果をあげてきました。一方で、練習の過熱化、児童数減少に伴って選手数を確保することに苦労している学校が増加するなどの学校の二極化、駅伝の指導や大会運営に携わる教員の多忙化、指導者間でスポーツ医学の知識に差があり適切なトレーニング法が実践されていない実態があるなどの医学的な面等、様々な課題も提起されてきました。

そこで、令和3年3月、小学校長等の主催団体で構成する「在り方検討会議」を設置し、これまで開催してきた大文字駅伝大会の取組を振り返り、大文字駅伝大会の本来の教育的意義を踏まえた、児童の体力向上や適切な運動の習慣化等の体育的活動の充実の視点で本来在るべき姿を追求し、1年以上にわたる議論を行った結果、公道を使用して駅伝を行う「大文字駅伝大会」を、当面の間休止することと致しました。

今後は、引き続き検討を継続しつつ、学校規模等に関わらず、児童一人一人が自ら設定した目標に向かって継続的に取り組むことができ、希望するより多くの児童が本大会に出場できる取組や児童の体力向上に繋がる取組を新たに実施します。

(7) 学校給食における食育等の推進

ア 小・総合支援学校での食育等の推進

小学校では、自校調理方式による年間 197 回の給食（指定都市平均 188 回（令和 4 年度現在））を実施し、栄養バランスに配慮した献立の充実を図るとともに、「地産地消（知産知消）」や和食の特徴を強調した「和（なごみ）献立」の月 1 回程度の提供など、給食を「生きた教材」とした食育を推進しています。

また、和菓子や個別包装による漬物の提供、より味わいを感じることができる PEN 樹脂食器への更新、さらには「焼き物」を調理できる「スチームコンベクションオーブン」の全小学校への設置を令和 4 年度に完了を予定するなど、和食献立の一層の充実と多様化に努めています。平成 30 年度からは市民備蓄の重要性の啓発を目的に、災害用備蓄物資（アルファ化米）を、令和元年度からは地産地消の取組の一つとして京北米を全小・小中学校の給食に活用しています。

総合支援学校では、子どもたち一人ひとりの障害や発達状態にきめ細かく応じた多彩な献立の給食を実施しています。

イ 中学校給食の充実及び食育の推進に関する実態調査

中学校では、家庭からの手作り弁当の教育的効果を生かしつつ、栄養バランスに配慮した食事を提供するため選択制による給食を実施しています。令和 2 年 2 月からは給食利用の利便性の向上を図るため、給食予約システムを導入し、インターネットによる予約管理やキャッシュレス決済の利用等、生徒・保護者の利便性向上と学校の働き方改革を推進しています。

学校・生徒・保護者を対象に令和元年度に実施した「中学校給食の充実と食育の推進を目的としたアンケート調査」（実態調査）の集計結果を活用し、令和 2・3 年度には、今後の取組等をまとめた生徒・保護者向けのリーフレットの発行や小学校 6 年生を対象とした中学校給食試食体験学習の拡充、献立の充実、管理職や食教育主任を対象とした教職員研修の実施等に取り組みました。さらに、学識経験者の協力の下、実態調査のより詳細な分析を行いました。

令和 4 年度には、ご飯量選択制の全校実施をはじめ、献立の充実や中学

校給食試食体験学習の拡充など、実態調査の結果を踏まえた取組を基に、更なる中学校給食の充実と食育の推進を図っています。

(8) 学校保健の推進

児童生徒等の健康診断をはじめとする健康管理や様々な健康教育を進めています。う歯予防では、歯みがき巡回指導を幼稚園・小学校・総合支援学校で、歯質強化に有効なフッ化物洗口を全小学校で行っています。

また、学校における薬物乱用防止教育の指導力向上と組織的な取組のさらなる充実に向けて、令和2年1月に作成、配布した本市独自の「薬物乱用防止教育スタンダード」を活用し、児童生徒の発達段階に応じた取組を各教科等で体系的に実施するとともに、「薬物乱用防止教室」を、全小・中・小中・高等学校において実施しています。

(9) 「第4次京都市子ども読書活動推進計画」の推進

平成31年3月に策定した第4次計画（計画期間：平成31年度～令和5年度）に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」でも課題とされた高校生の読書推進の取組や子どもの読書活動の指南役となる「子どもの本コンシェルジュ」の養成、様々な広報媒体を活用した本に関する情報発信、妊娠期も含めた保護者への啓発など、子どもの生涯にわたる読書習慣の定着に向けて、取組の一層の充実を図っています。

7 子どもを取り巻く諸課題への対応

(1) 学校等における相談体制の充実

児童生徒へのアンケート調査を通じ、クラス全体や個々の子どもたちの状況を把握することができる学級経営支援ツール「クラスマネジメントシート」を本市独自に開発し、その活用を進めています。

また、スクールカウンセラーを全小・中・小中・高・総合支援学校へ配置するとともに、スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置や別室登校の児童生徒を支援する学生ボランティア「学びのパートナー」の活動など、多様な人材を活かし、支援の充実を図っています。

学校以外の相談窓口としては、「こども相談センターパトナ」での教育相談（17「教育相談総合センター『こども相談センターパトナ』」参照）や

24 時間体制の電話相談「こども相談 24 時間ホットライン」（令和 3 年 4 月に短縮ダイヤル#7333 を導入）、いじめに関するメール相談「いじめメール相談」を運営しています。また、京都市立中学校（小中学校後期課程含む）、高校及び総合支援学校（中学部・高等部）に在籍する生徒を対象とした LINE 相談窓口「子ども SNS 相談@京都 2022」を京都府と協働して開設（令和 4 年 7 月 15 日～令和 5 年 3 月 31 日の毎週月曜日。ただし、令和 4 年 7 月 15 日～7 月 21 日、8 月 22 日～9 月 4 日及び、令和 5 年 1 月 4 日～1 月 12 日までは集中期間として毎日実施。それぞれ 17 時～22 時）するなど、多様な相談体制を構築しております。

(2) いじめ対策の推進

国における「いじめ防止対策推進法」の施行及び「いじめの防止等のための基本的な方針」の策定を受け、本市が平成 26 年度に策定した「京都市いじめの防止等に関する条例」及び「京都市いじめの防止等取組指針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見及び迅速かつ適切な対応並びにいじめの再発防止に関する取組、子どもたちの規範意識を育む取組を推進してきたところです。

国の基本方針が平成 29 年 3 月に改定されたことを受け、本市の取組指針についても、「いじめの積極的な認知」「未然防止・早期発見と組織的な対応の徹底と検証」などの取組の一層の充実を目指し、より実効性のあるものに改定しました。

また、児童会・生徒会活動を通じ、児童生徒自らがいじめや規範意識等について考え行動する力を育むため、平成 23 年度から中学校の代表生徒が集まる「生徒会議・サミット」を、平成 29 年度から小学校の代表児童が集まる「京^{みやこ}キッズ会議」を開催しています。平成 30 年度からは「京都市こども未来会議」として小中連携の下で取組を進めています。

(3) 不登校児童生徒への支援

国における「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の施行及び「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」の策定、さらに、令和元年 10 月 25 日付け文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について

(通知)」により、不登校は問題行動ではないこと、また不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることについて改めて整理されました。

本市では、これまでから、不登校はどの子どもにも起こる可能性があるとともに、不登校に至るまでの経過は一人ひとり異なることを前提に、子どもの不登校の背景に何があるのかについて目を向けながら、児童生徒本人の辛さや不安を受け止めつつ支援しています。

また、不登校生徒のための「洛風中学校」「洛友中学校」や「ふれあいの杜」(学習教室)を設置するほか、「京都市児童生徒登校支援連携会議」の開催(令和3年度はオンライン開催)、ICTを活用した学習支援、フリースクール等民間団体との連携、「心の居場所づくりハンドブック」(旧 登校支援ハンドブック)の作成及び全教職員への配布など、不登校を経験した子どもたちに対する多様な教育機会の確保等に努めています。

令和3年度にはGIGA端末の1人1台配備が完了したことを受け、「心の居場所づくりハンドブック 別冊」を電子媒体で全市立学校に配布し、授業配信やオンラインでの行事参加など、各学校におけるGIGA端末を用いた支援を推進しています。

(4) ヤングケアラーへの対応

ヤングケアラーについては、国において、令和4年度からの3年間を認知度向上の集中取組期間とされたこと等を踏まえ、本市では、令和3年7月に中学生・高校生を対象に実態調査を実施する他、市立学校における全教職員に向けた研修動画の配信や、研修資料の活用、啓発ポスターの掲示、また、相談窓口が記載されたリーフレットを市立学校の小学校4年生～高校3年生の全児童生徒に配布する等、教職員の意識向上やヤングケアラーの認知度向上に向けた取組を進めています。

また、学校現場においては、スクールカウンセラーの全校配置やスクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置、また、子ども相談24時間ホットラインの設置等、ヤングケアラーを含め、子どもたちの困りに総合的に対応する相談体制の充実を図っていますが、引き続き、子どもたちが先生に相

話しやすい関係の構築に努めるとともに、京都市全体として、関係各局とも連携し、円滑な支援につながる体制づくりについて検討を進めています。

8 総合育成支援教育

子ども一人一人の障害や発達の状態、特性及びそれらに基づく教育的ニーズに応じて、きめ細かな教育を推進しています。

(1) 総合支援学校における教育

総合支援学校では、障害種別の枠を越えた総合制・地域制を導入し、保護者との連携の下、子どもたち一人一人のニーズに応じた「個別の包括支援プラン」に基づく教育を推進しています。

白河、東山及び鳴滝総合支援学校の高等部職業学科では、企業就職を目指した専門的な学習を進めています。就職を希望する生徒や保護者の願いに応えるため、定員を設置時（16年度）の約2倍としています（令和4年度：92名程度）。学校での学習と企業での長期的な実習を組み合わせた「デュアルシステム」の推進や地域協働活動等の取組により、令和3年度は高等部職業学科卒業生のうち66名が就職しています。

(2) LD等発達障害のある子どもへの支援の充実

小・中学校等に在籍する、LD等発達障害のある子どもへの支援については、全学校園に「総合育成支援教育主任」及び「校内委員会」を設置し、校内体制の充実を図るとともに、平成20年度から、子どもたちの学習活動等の支援を行う「総合育成支援員」を必要な全ての学校・園に配置しています。また、地域制の総合支援学校4校に設置するLD等の支援を行う「学校サポートチーム」（医師、学識者等で構成）と小・中学校等が連携し、組織的な支援を進めるとともに、全総合支援学校に設置する「育（はぐみ）支援センター」では、地域の保護者等から年間約600件の教育相談・支援を行っています。

(3) 育成学級の必要な小・中学校への全校設置

育成学級については、地域の学校で学びたいという願いに応えるため、対象児童生徒が一人であっても設置しており、令和4年度は小学校155校に358学級、中学校67校に151学級に設置しています（令和4年5月1日、

小中学校を含む)。

(4) 通級指導教室の設置

小・中学校における普通学級に在籍する LD 等発達障害などの児童生徒を対象とした通級指導教室を 112 校（令和 4 年 5 月 1 日、小中学校を含む）に設置しています（令和 4 年度の小・中学校合わせた設置率は政令指定都市トップで、令和 3 年度政令市平均の約 3 倍）。

また、高等学校においても、平成 30 年度から伏見工業高校定時制に、令和元年度から西京高等学校定時制に、令和 3 年度から京都奏和高等学校に通級指導担当教員を配置し、指導を開始しています。その他の高等学校においては、総合支援学校の教員等による高校通級特別支援チームが、巡回相談・指導を行うほか、専門家の参画のもと、ケース会議を行っています。

(5) 医療的ケア実施体制の整備推進

医療的ケアが必要な児童生徒の増加や、医療的ケアの高度化・重複化が進む総合支援学校の支援体制の強化のため、看護師配置（平成 24 年度：19 名→令和 4 年度：27 名）を充実させるとともに、令和元年度からは医療に関する専門的な知見を有する指導看護師 2 名による巡回指導を実施し、体制の充実を図っています。また、医療的ケアが必要な児童生徒が地域の小・中学校等で学びたいというニーズにも応えるため、当該児童生徒が入学する学校に対しても看護師の配置（平成 24 年度：3 名→令和 4 年度：18 名）を進めています。

また、総合支援学校には、医療的ケアの安全な実施のための指導や支援等を通じて児童生徒の学びや育ちの充実に取り組む、医療的ケア（自立活動）担当教員を令和 3 年 4 月 1 日から配置し、令和 4 年度は、新たに 1 名採用しています（合計 3 名の採用）。

さらに、総合支援学校において、医療的ケアが必要なためにスクールバスに乗車できない児童生徒を学校まで送迎している保護者の負担軽減を図るため、福祉タクシー等の車両に看護師が同乗し、学校と自宅の間を送迎（回数上限あり）する通学支援を令和 4 年度から新たに開始します。

9 人権教育

「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画や国の「人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨を踏まえ、学校における人権教育をより総合的に推進する指針として、平成 14 年度に「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」を策定しました。平成 22 年 3 月に人権教育を取り巻く環境の変化に対応し、学校における人権教育の一層の改善・充実を目指し改訂を行い、さらに、障害者差別解消法や部落差別解消法等の新たな法律の制定や、子どもの貧困、LGBT 等新たな個別の人権教育課題を踏まえ、平成 31 年 1 月に一部改訂を行いました。

今後とも、教職員研修の充実を図るなど、「人権という普遍的文化」の担い手の育成を図る教育を進めていきます。

10 教職員の資質・指導力の向上

(1) 全教職員を対象とした人事評価制度の充実

本市では、平成 14 年度から全国に先駆け、各学校・園において、熱意溢れる教育活動を実践し、努力を重ねる教職員の功績を称えるため、「教育実践功績表彰」を行っています。また、教職員一人一人の能力や意欲、実績の適正な評価が、今後の教職員の資質・指導力向上と学校園の活性化には不可欠であるため、平成 19 年度以降、自己目標申告書を使用し、教職員の資質向上につなげる「教職員評価システム」を全教職員を対象に実施しています。

さらに、頑張っている教職員に処遇面で報いることで、意欲の向上や組織の活性化を図るため、給与に反映する人事評価を併せて実施し、管理職については平成 21 年度から、一般教職員については平成 25 年度から実際に給与に反映させています。

(2) 研究および研修の充実

教職員研修については、「京都市教員等の資質の向上に関する指標」をもとに、校務分掌（職務）や経験年数別、教科等の指導法や今日的教育課題に焦点を当てた研修等を実施しており、令和 3 年度は 267 講座を実施しました。また、研修のほか、指導主事による計画的な学校訪問や各学校・幼稚園での

OJT（職務遂行を通じての研修）等を通して、キャリアステージに応じた実践的な資質・指導力の向上を図っています。

教職員の自主的・自発的な研修・研究を積極的に支援するため、カリキュラム開発支援センターでは、約2万5千点の学習指導案を配架するとともに、約2万3千点の教育関係図書を集集・配架しています。

本市の教育課題等に基づく研究を研究協力校での実践授業等を通じて進め、その成果を全市及び他都市に向けて「教育研究発表会」で発信するとともに、「研究紀要」にまとめ学校・園及び教育機関に情報提供しています。また、研究論文や成果物等をウェブサイトで掲載（ダウンロード可）するとともに、その内容のポイントをまとめたリーフレット『京都発！シリーズ』を学校・園へ配布しています。

こうした取組に加え、新型コロナウイルス感染症対策や教職員の働き方改革推進等のため「教職員研修支援 SMART PORTAL」において研修動画や教材コンテンツを配信しています。

(3) 大学等と連携した「京都教師塾」等での教員養成支援

大量退職時代を迎え、熱意と意欲に溢れる優れた教員の養成・確保が喫緊の課題となる中、将来教員を目指す大学生や社会人を対象とした「京都教師塾」を政令市で初めて平成18年9月に創設しています。塾生たちは学校教育への理解を深める講座のほか、授業力を培うための学習指導案づくりや模擬授業、また10日間の「市立学校実地研修」などを通じて、教員として求められる資質や実践的指導力に磨きをかけています。

11 学校事務支援体制の構築等

(1) 学校事務の効率化

中学校区を基本とするブロック単位で各校の事務職員が共通の目的や課題を設定し、各種手当・就学援助の認定書類等の相互点検、GIGAスクールへの事務職員の効果的な関わりや取組の情報交換など、メンバー全員で取り組む「学校間連携」を推進することにより、学校教育活動を活性化させ、自校の教育力・経営力の向上を図っています。

また、教育委員会から学校園に文書を送付する文書処理システムを改修

し、文書事務の効率化を図るなど、学校事務の標準化・効率化に向けた取組を進めています。

(2) 校務支援システムの導入

教職員の事務的負担を軽減するとともに、児童生徒に関する情報を共有し、きめ細かな指導に活かすなど、教育の質の一層の向上を図るため、平成 26 年 4 月から、児童生徒の学籍・成績情報等を管理し、効率的に通知票や指導要録等を作成できる「校務支援システム」を全小・中・小中・高等学校で活用しています。

(3) 学校給食費の公会計化

教職員の事務負担軽減に向けた学校給食費の公会計化のあり方については、公会計システムの開発・導入に多額の費用を要することから、本市の財政状況を踏まえつつ、公会計化により見込まれる効果や必要経費等の課題、費用対効果を慎重に検証しながら、導入の必要性について検討しています。

12 人材確保に向けた取組

(1) 教員の働き方改革の取組

教員の多忙化が社会問題化する中、平成 29 年度、教員の時間外勤務縮減に向けた取組全般について検討を行う「時間外勤務縮減部会」を設置し、校長会をはじめ、多くの関係者の参画のもと、様々な働き方改革に係る協議を行い、教育委員会と校園長会、PTA が連名で「学校・幼稚園の働き方改革推進宣言」を策定し、保護者や地域の方の理解・協力の下で改革を進めています。

また、教員の負担軽減と教育の充実の両立を図っていくため、配布物の印刷や教材準備、消毒の補助等、教員の業務を代行する校務支援員、教頭や教務主任の負担軽減と学校マネジメント力の向上を図る教務主任補佐等を配置し、令和 2 年度には、校務支援員の配置を全校園に拡大し、令和 3 年度以降も継続しております。また、専科教育充実のためのスクールサポーター(非常勤講師)の指導対象を小学校 6 年生のみから小学校 5 年生にも拡大しております。

令和元年度からは、働き方改革推進校・園の指定、夏季休業期間における学校閉鎖日を拡大するとともに、新たに導入した「教職員出退勤管理システム」により、教職員の客観的な出退勤管理の徹底に努めています。

また令和2年3月には、在校等時間の上限を設定するとともに、在校等時間の縮減に向けた具体的な取組等について記載した「京都市『学校・幼稚園における働き方改革』方針」を策定しました。

さらに、令和3年8月から、採点補助ソフトを導入し、教員の採点業務の負担軽減を図っています。

今後も、これらの取組の効果検証や今後のあり方について、「時間外勤務縮減部会」等において検討するとともに、更なる取組の充実を図ります。

(2) 教員の確保について

教員のなり手不足が今日的な課題とされる中、本市においても、重要な課題となっています。こうした中、本市ホームページで、京都で教師として働く魅力を現職教員が話す動画などを公開したり、LINEの公式アカウントで試験情報や講師募集などの情報発信を行ったりするなど、人材確保に向けた広報活動を進めています。

また、講師等の確保については、ホームページやハローワーク等に急募情報を掲載すると同時に、京都教師塾への参加者や教員OB、大学等への打診も実施しているほか、採用試験の受験者や、学生、教員免許保持者等の潜在的な教員に対してもSNS等を通じて働きかけを行うなど、様々な手立てを講じて人材確保に努めています。

一方、産休取得者が増加する中、全ての教職員が安心して仕事と家庭生活を両立できるよう、令和2年度からは、妊娠した教員が出産休暇を取得する前から先行して常勤講師を配置する新たな取組を実施しています。令和4年度については、産前休暇の開始日が夏季休業の前日までの方は、ほぼ100%配置しています。

13 家庭の教育力の向上

「京都市はぐくみ憲章」をいつでも、どこでも、だれもが「自分ごと」として実践することで、市民ぐるみ・地域ぐるみで子育てを支え合い、すべての

子どもたちが健やかで心豊かに育つ「子育て・教育環境日本一」を目指した取組を展開しています。

(1) 「家庭を学びの環境に」、「自学自習のすすめ」の活用

家庭における基本的な生活習慣の確立や自学自習の習慣化を推進するため、家庭教育・家庭学習の指針となる手引きを配布し、活用いただいています。

(2) 子どもの携帯情報通信機器利用に関わる啓発

スマートフォンやゲーム機等の利用による危険性・依存性から子どもたちを守るため、市民ボランティアである「情報モラル市民インストラクター」が、小・中学校やPTA等が開催する講座及び研修会等で、保護者向け・市民向けの啓発活動を実施しています。

また、平成27年度に、携帯情報通信機器の使い方に関して、小・中学生が主体的に課題を理解して自ら解決策を考え、保護者の課題意識の向上及び家庭等での行動の支援にもつながるプログラム（授業モデル）を作成し、平成28年度から小・中学校で実施するとともに、令和2年度から「スマートフォン利用の低年齢化」や「SNSにおけるコミュニケーション上のトラブル」に関する新たな学習プログラムを実施しています。

(3) 家庭教育支援の更なる充実

「保護者の学びの場」として学校・幼稚園で保護者向けの各種学習会や保護者同士の語らいの場を設ける「家庭教育講座」を開催するなど、保護者同士の交流による家庭の教育力の向上に取り組んでいます。

また、学校・園で「おやじの会」を立ち上げて父親の子育て参加や地域のボランティア活動を展開しています。

14 教育環境の整備

(1) 他都市をリードする教育環境の整備

本市では、全校の校内LAN整備や快適トイレ整備、全普通教室の冷房化をはじめとして、全国に先駆けた教育環境の充実に取り組んできました。特に、普通教室の冷房化については、全国平均で約8割程度のところ、本市では全ての校種で、全普通教室の冷房化を完了しております。また、耐震補強工事は、令和5年度に開建高校として移転・再編予定の塔南高等学

校を除く全ての学校で完了しています。

現在は、「安心安全な学校づくり」「防災機能強化」「学校施設の長寿命化」を最優先課題と捉え、校舎・体育館・プールのリニューアル工事や、非構造部材等の安全対策等について計画的な整備を進めています。

(2) 学校施設マネジメント計画の策定

本市の小・中学校では、築経過 30 年を超える校舎が約 7 割あり、また、児童生徒一人あたりの学校施設の所有面積は政令市の平均以上である一方で、市民一人あたりの市税収入は平均を下回るなど学校施設の維持管理・更新にあたって極めて厳しい財政状況にあります。

こうした状況を踏まえ、学校施設の長寿命化等を通して、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図りながら、児童生徒をはじめ市民の安全・安心の場を確保し、教育環境の向上を図るための中長期的な戦略に基づく計画として、「京都市学校施設マネジメント基本計画」を平成 28 年度に策定し、また、平成 30 年 1 月には、基本計画の方向性を踏まえ、構造躯体の健全性調査の進め方や整備水準を定めた「行動計画」を策定しました。

(3) 学校施設の防災機能の強化

災害時には学校が地域の避難所となるため、「学校体育館防災機能強化等整備事業」や「学校プール防災機能強化等リニューアル事業」を実施し、外断熱、太陽光発電システム等による非常用電源の確保、シャワーユニットの整備や、プールの躯体補強、給排水管の耐震改修を行い災害用水の確保に努めるなど、防災機能を強化する整備を進めています。

また、「学校施設の長寿命化事業」等による大規模改修の際には、非構造部材等の安全対策の実施やエレベーター設置等のバリアフリー化も進めています。

さらに、平成 30 年に発生した大阪府北部を震源とする地震を受け、校園内に設置しているブロック塀について、専門家による詳細調査を踏まえたうえで撤去し、フェンス等を新設する緊急改修工事を平成 30 年度から実施し、令和 2 年度末には道路に面したブロック塀の改修工事を全校で完了しました。今後は民有地に面しているブロック塀についても順次、改修を進めて

いきます。

(4) 学校施設の有効活用

児童生徒数の減少に伴い生じた余裕教室等については、「学校ふれあいサロン」等に改修し、地域に開放するなど生涯学習の振興に活用するとともに、児童館、防災備蓄倉庫等に整備するなど全市的視野に立った有効活用も図っています。

15 生涯学習

京都市基本計画「はばたけ未来へ！京プラン2025」を本市生涯学習施策の基本方針と位置付け、「まち全体をまなびやに」を合言葉に、京都ならではの市民力・地域力・文化力を結集し、市民が生涯学び、活躍できるまちづくりに取り組んでいます。

(1) 生涯学習の推進

約250の生涯学習関係団体からなる「京都市生涯学習市民フォーラム」など、本市の都市特性を活かした各種事業を実施しています。

特に、令和元年9月に日本で初めて開催し、120の国と地域から史上最多の4,590人が意見交換を行い、相互理解と交流を深めた「国際博物館会議（ICOM）京都大会」の成果も踏まえ、211館・団体が加盟する「京都市内博物館施設連絡協議会」と連携してスタンプラリーや講座を実施するなど、多くの市民・観光客が博物館を訪れ、文化・芸術に親しんでいただける取組を進めています。

また、生涯学習情報を集約し、発信するサイト「京（みやこ）まなびネット」を運用し、Twitterを活用した多様な生涯学習情報の提供を行うとともに、市民一人一人の学びの意欲を向上し、学習成果の社会への還元につながる生涯学習パスポート「京（みやこ）まなびパスポート」を配布しています。

なお、令和2年度からは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、自宅で過ごす時間に生涯学習をしていただけるよう、京（みやこ）まなびネット内に「Stay Home ～おうちで生涯学習してみませんか～」を開設し、社会教育委員の講演動画を紹介するとともに、オンラインで学べるホーム

ページをまとめて紹介しています。

(2) 学校を核とした生涯学習の場づくり

学校の余裕教室や特別教室を改修整備し、地域の身近な生涯学習施設として開放する「学校ふれあいサロン事業」等を実施し、学校を核とした生涯学習の場づくりを行っています。

(3) 生涯学習事業

京都のもつ歴史と文化を生かした生涯学習を展開し、京都市域における教育と文化の発展に寄与することを目的に、生涯学習総合センター（京都アスニー）及び生涯学習総合センター山科（アスニー山科）などを拠点として、多様な事業を実施しています。

（令和3年度）

対 象	事 業 名
一 般	ゴールデン・エイジ・アカデミー、アスニー特別講演会、アスニーセミナー、アスニー・ナイトプログラム、アスニー京都学講座、学びのフォーラム山科、アスニー山科講演会、アスニーアトリエ、アスニーコーラス、アスニーコンサート、アスニーシネマ、バリアフリー映画会、クールスポット映画会、アスニー文化祭
女 性	市民スクール21、女性教育指導者研修、温もりの電話相談員研修会
P T A	PTA指導者講座、PTA指導者育成事業等
親 子	アスニーコンサート、アスニーこどもコンサート・キッズシネマ、クールスポットこども映画会、夏のこども体験教室、夏休み子ども教室
学 校 教 育	アスニーこどもコンサート・キッズシネマ、アスニーコンサート学校団体鑑賞、「古典の日記念 京都市平安京創生館」学校体験学習
家 庭 ・ 地 域 教 育	家庭教育講座
そ の 他	社会教育ボランティア・セミナー、古典の日記念 京都市平安京創生館

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部事業を中止しています。

(4) PTA 等人権啓発

人権擁護思想の普及・高揚を目的に、PTA や家庭教育講座において人権問

題をテーマとする学習を行うとともに、人権月間（週間）には、人権学習会を行っています。

16 学校統合

市内中心部をはじめとする小規模校問題について、行政としての説明責任を果たしつつ、子どもたちのより良い教育環境の実現を願う地域住民・保護者の積極的な論議・検討を促し、その意向を尊重しながら課題解決を目指す「地元主導」の学校統合を進めてきました。（これまでに小・中学校 88 校を 25 校に、幼稚園 11 園を 3 園に統合）

現在、小中一貫教育校の創設に向けた取組が進められている西陵中学校区（西陵中、竹の里小、福西小）と小栗栖中学校区（小栗栖中、小栗栖小、小栗栖宮山小、石田小）では、地域や PTA 代表者等で組織される小中一貫教育校創設協議会において、小中一貫教育校の教育構想、施設整備など新たな教育環境づくりに向けた検討を進めており、令和 4 年 4 月には、福西小学校を竹の里小学校へ、小栗栖小学校を石田小学校へ一次統合しました。引き続き、地域住民・保護者と行政との「共汗」により、小規模校問題の解決、新しい学校づくりに取り組んでまいります。

17 教育機関等

(1) 総合教育センター

昭和 61 年 11 月に京都市立学校・幼稚園教職員の研修・研究を行う教育機関として開館し、教職員の資質や指導力の向上、授業改善の支援に努めるとともに、「京都教師塾」をはじめとした教員養成に係る事業も行っています。（「11 教職員の資質・指導力の向上」参照）

(2) 教育相談総合センター「こども相談センターパトナ」

不登校等、子どもたちの不安や悩み、保護者の心配や気がかりの相談に応じ、自立を促す効果的な支援を行うため、「教育相談」「生徒指導」に係る部門を集約するとともに、不登校の子どもたちの活動の場である「ふれあいの杜」を充実させ、これらを一体化した全国初の専門機関として、平成 15 年 4 月に開所しました。土・日も開館し、多くの市民の子どもや子育て

てに関する相談に応じています。

また、日曜不登校相談やカウンセリングマインドの浸透を図る教職員研修、教職員コンサルテーションを実施しています。

(3) 生涯学習総合センター（京都アスニー）

京都の歴史と文化を生かした生涯学習の拠点として、昭和56年4月に開館し、「家庭教育・学校教育・社会教育」を総合的に捉えたものが「生涯学習」であるという理念のもと、各種の生涯学習事業や生涯学習情報の発信、学習成果の発表、研修、会議等への施設の提供等を行っています。

ア 利用状況

令和2年度に引き続き新型コロナウイルスの影響により、臨時休館や開館時間を短縮したほか主催事業の一部を中止しました。令和3年度の入館者数は、「アスニー山科」（平成10年度に分館として開館）と合わせて、約33万人となりました。

イ 京都市平安京創生館の取組

平成21年11月に「古典の日」宣言の趣旨を受けリニューアルオープンした「古典の日記念 京都市平安京創生館」は、平安建都1200年記念事業の一環として製作された平安京復元模型などの建築物復元模型の展示のほか、大学や博物館などの専門機関との継続した協力関係のもと、魅力ある企画展や体験事業を実施しています。また市民公募による「案内ボランティア」が館内の案内や展示物の解説に携わっています。

京都への文化庁の全面移転に向けて、「文化首都」としての役割が更に重要となる京都における平安京学習の出発点として、一般の来館者とはもとより、小学生の体験学習から中高生の修学旅行、大学生によるゼミ学習、外国人の観光などの機会をとらえ、広く京都のことを学びたい方々へ情報を発信しています。

(4) 図書館

ア 概要

市民に最も身近な学びの拠点である図書館を一層ご利用いただけるよう、本市では図書館網の整備と蔵書の充実に努めてまいりました。現在、中央・右京中央・伏見中央・醍醐中央の4中央館と、地域図書館14館、

こどもみらい館子育て図書館、コミュニティプラザ深草図書館の20館を設置し、移動図書館が41箇所を巡回しています。

令和4年4月から平日の開館時間を変更し、4中央館は午前9時30分から午後8時まで、北・左京・山科・下京・南・西京・洛西・こどもみらい館子育て図書館は午前9時30分から午後7時まで、岩倉・東山・吉祥院・久世ふれあいセンター・向島・醍醐・久我のもり図書館は、月・水・金曜日は午前9時30分から午後5時まで、木曜日は午前11時30分から午後7時までとしました。利用者の多い4中央館においては、平成30年度から夏季期間（7・8月）の土曜日のみ、午後5時を7時までに延長しています。

全ての図書館はコンピュータネットワーク「京（みやこ）・ライブラリーネット」で結ばれ、図書運搬トラック「ブックメール便」により、最寄りの図書館から全館の蔵書の取寄せ及び貸出・返却（地下鉄駅等設置の図書返却ポストからも可能）していただけます。また、インターネットやスマートフォン等からも、資料検索や予約ができます。

平成28年4月から、図書館サービスの広域的拡充や市民の読書環境の向上を図るため隣接自治体（宇治市・大津市）との相互利用、平成30年11月からは、京都府立図書館との返却資料お預かりサービスを開始し、利便性の向上に努めています。

令和元年7月から醍醐中央、10月から京都市図書館、令和3年3月から西京図書館が公式Twitterを開設、同年2月からは醍醐中央図書公式YouTubeを開設し、図書館情報を発信しています。

令和3年度の蔵書数は約196万冊、利用状況は年間延べ約299万人の方に来館いただき、約652万点の図書資料（CD・DVDを含む）を貸し出しました。

令和5年2月に実施する図書館システムの更新に合わせて、電子書籍サービスを開始する予定です。

イ 新型コロナウイルス感染症対策に係る取組

令和3年度は、京都府への緊急事態宣言発出に伴い、4月25日から5月31日まで及び8月20日から9月30日までの間、平日の開館時間を午

後 5 時まで短縮して館内利用を停止し、「貸出」を予約確保された資料に限り、資料の提供を継続しました。上記以外の期間は、平日の開館時間を午後 7 時まで短縮しましたが、暫定的な開館時間変更の運用は令和 4 年 3 月末で終了しました。

また、活字図書の利用が困難な方を対象に、ボランティアが図書館資料を代読する「対面朗読」は、令和 4 年 1 月から、来館を伴わないオンラインでのサービスを開始しました。

令和 4 年度も引き続き、館内の換気を徹底し、窓口にビニールシートを設置するなど、感染防止策を講じています。

(5) 青少年科学センター

ア 概要

「科学者精神～科学的なものの見方、考え方、扱い方～」の体得を目的として、昭和 44 年 5 月に開設した青少年科学センターでは、展示棟、屋外園、プラネタリウム、各実験室や天文台からなる学習棟等の施設を備え、児童・生徒を対象としたセンター学習、教員の指導力向上を図る教員研修、展示場の一般公開をはじめ、市民を対象にした多彩な事業等を実施しています。

また、平成 23 年度からは大学や企業等との更なる連携により、児童・生徒が専門家の助言を受けて自ら研究したり、最先端の技術を体験できる「未来のサイエンティスト養成事業」を実施し、平成 25 年度からは独自の科学技術を持った京都の企業と共同で企画した「企業特別展」を開催するなど、理科教育の充実・発展に向けた新たな取組を展開しています。

平成 26 年度からは、科学の原理・原則をふまえつつ、市民のニーズや話題性、アピール性も重視した新規展示品を年次計画（平成 26 年度から 5 年間）で整備するとともに、平成 28 年度京都市会海外行政調査団からの提言をもとに、京都大学との連携により、同大学が開発した「ダジック・アース」を活用し、地球環境や気候変動の仕組み、天体等の映像を日本初の 2 方向からの投映により立体的・視覚的に学べるシステム「みらい地球儀」を平成 31 年 3 月から公開しております。

令和元年度には設立 50 周年を迎え、本市で唯一のプラネタリウムを最新の投映機を導入し、令和 2 年 10 月にリニューアルオープンしております。

- ・ 利用状況（令和3年度） 95,506 人
 - （内訳） センター学習 13,998 人
 - 教員研修等 3,218 人
 - 一般公開 75,814 人
 - 市民科学事業 2,476 人（一般公開と一部重複）

イ 新型コロナウイルス対策

飛沫防御壁の設置や入館者への啓発、「密になる」「目・口・鼻などが接触する」等の展示物の公開中止、展示品等の消毒、手指消毒液の設置などを行っています。

また、プラネタリウムやサイエンスタイムの定員を半分にするとともに、来館者が多い場合は入館制限を実施するなど、対策を講じたうえで運営を行っています。

(6) 野外教育施設

豊かな自然と触れ合う機会の少ない本市の子どもたちに、都市化した日常生活を離れて、自然の中で活動させ、豊かな感性を育むとともに、共同生活を通じて社会性を高めることを目的に、野外教育施設を運営しています。

ア 野外教育センター「奥志摩みさきの家」

- ・ 開 設 昭和56年4月 三重県志摩市大王町に開設
- ・ 施 設 管理棟、宿泊棟、バンガロー、野外炊事棟、常設テント、芝生ランド、グラウンド、プール、プレイホール
- ・ 開 設 期 間 4月～11月
- ・ 年間利用者数 令和5年度末までは新型コロナウイルス感染症対策のため利用なし。
- ・ 新型コロナウイルスへの対応 令和5年度末までの長期宿泊・自然体験推進事業での学校利用を休止
- ・ 今後の施設のあり方 府内や近隣の他の野外活動施設の設置状況等を踏まえ、令和4年度末での廃止を検討中。

イ 野外活動施設「花背山の家」

- ・ 開 設 平成5年4月 左京区花脊別所町に開設

- ・ 施設 本館、宿泊棟、ロッジ、キャンプ場、プレイホール、テニスコート、グラウンド、キャンプファイヤー場、総合フィールドアスレチック「冒険の森」
- ・ 開設期間 通年（ただし、12月27日～翌年の1月4日は休所）
- ・ 年間利用者数 延べ20,120人（令和3年度）
- ・ 新型コロナウイルスへの対応 令和2年4月10日～6月30日、令和3年4月25日～6月20日及び同年8月20日～9月30日休所。
その他の期間は利用定員制限等の感染症対策を行ったうえで施設を運営。
令和2年度は長期宿泊・自然体験推進事業を中止（代替措置なし）。令和3年度以降は、その代替措置として、「花背山の家を中心とした1泊2日の宿泊学習」を実施。

ウ 日野野外活動施設

- ・ 開設 平成2年8月 伏見区日野に開設
- ・ 施設 運動広場、兼用コート、野外炊事場、冒険の森、フィールドアスレチック、管理棟等
- ・ 開設期間 通年（ただし、12月28日～翌年の1月4日は閉鎖）
- ・ 年間利用者数 延べ12,173人（令和3年度）
- ・ 新型コロナウイルスへの対応 令和3年4月25日～5月31日及び令和3年8月20日～9月30日休所

エ 野外活動施設京北山国の家

- ・ 開設 昭和54年 右京区京北に開設
- ・ 施設 本館、別館、広場等
- ・ 開設期間 通年（ただし、月曜日及び12月28日～1月4日は休所）
- ・ 年間利用者数 延べ263人（令和3年度）
- ・ 新型コロナウイルスへの対応 令和3年4月25日～5月31日休所
- ・ 今後の施設のあり方 利用者の減少や施設の老朽化等の状況を踏まえ、令和4年度末での廃止を検討中。

(7) 学校歴史博物館

明治2年に64の番組小学校を創設するなど、日本の近代教育の発祥の地である京都の教育の歴史と、学校の創設・経営に尽くされた町衆の情熱を、学校文化財や歴史資料、約23,000点の収蔵品によって明らかにし、後世に伝えるとともに、市民の生涯学習や子どもたちの学習活動に役立てる施設として、元開智小学校跡地を活用し、平成10年11月に開館しました。

常設展示と併せて特別展や企画展を開催するとともに、「参加・体験する」博物館として講演会や体験教室を開講するなど、幅広い年代を対象に多彩な事業を展開しており、平成26年度から令和元年度までは毎年2万人以上の入館者を記録しています。

また、令和3年7月から令和5年8月（予定）まで、開館を継続しながら施設の耐震改修工事を実施しています。

なお、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令に伴い、令和2年4月10日から5月17日まで、令和3年4月25日から5月31日まで及び8月20日から9月30日まで臨時休館を行いましたが、再開後は、「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」「マスク着用」をはじめ感染防止対策を徹底したうえで開館しています。

